**過疎法課税免除申請の必要書類について**

下記必要書類を２部ご提出ください。

1. 固定資産税課税免除申請書
2. 増加生産能力計算書およびその仕様書（新・旧）

※既存設備の取替えまたは更新のために工業生産設備の新増設をした場合

1. 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書等
2. 法人税または所得税の申告書の写し
3. 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

　　　　　法人税の申告書別表１６（一）（二）

1. 特別償却の償却限度額の計算に関する付表

　法人税に係る特別償却の償却限度額の計算に関する付表（三）

1. 特別償却しない旨の理由書（該当根拠条文による特別償却をしていない場合）
2. 関係図面
3. 事業所の案内図
4. 家屋の平面図（家屋の場合）
5. 償却資産配置図
6. 字切図等（土地の場合）
7. 決算書（当期分と前期分）
8. その他の資料

年次別建設計画書、生産高比較表、土地売買契約書の写し、土地登記簿の写し、企業パンフレット等

1. 産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の写し（申請を行っている場合のみ提出）

　※償却資産の整理番号について

　　　償却資産についての照合を的確に行えるように２、３（２）、４（３）の書類について同一の整理番号を赤丸で付すること。